資料２

仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について

１．改正の理由

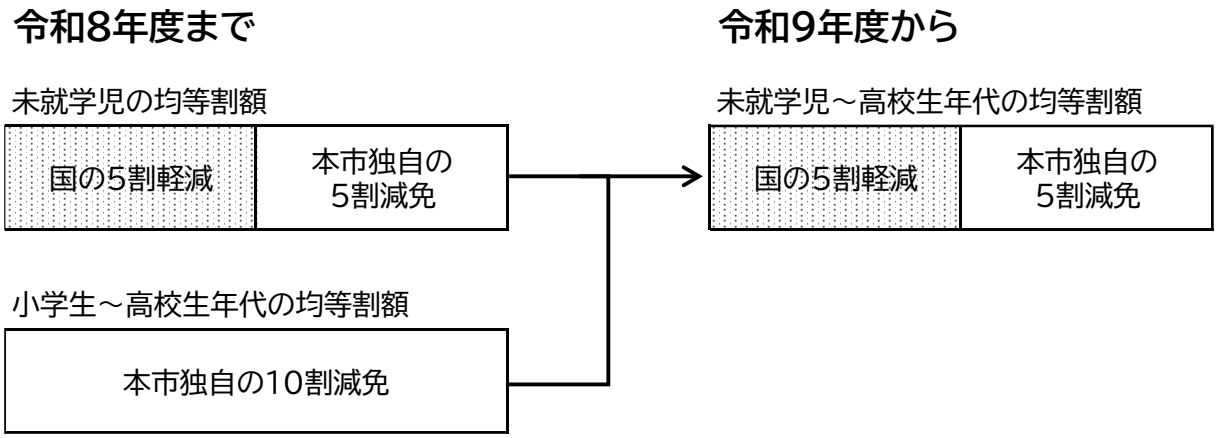
令和８年６月５日に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和９年４月１日から、子どもに係る国民健康保険料の均等割額に対する国の減額措置の対象が拡充されることに伴い、所要の改正を行うもの。

２．改正の概要

子育て世帯の更なる負担軽減のため、現在、未就学児までとされている子どもに係る国民健康保険料の均等割額に対する国の５割軽減（以下、「５割軽減」という。）の対象について、令和９年４月１日より高校生年代（18 歳到達年度末までの被保険者）まで拡充されることに伴い、所要の改正を行うもの。

なお、本市においては、５割軽減の対象とされている未就学児については均等割額の残り５割（※）を、５割軽減の対象とされていない小学生から高校生年代までについては均等割額の 10 割（※）をそれぞれ独自で減免しているため、引き続き高校生年代までの均等割額が無償となる点に変更はない。

※他の減額制度にも該当する世帯は、独自減免で無償化するための減免割合が変わる場合がある。



３．施行日

令和９年４月１日から施行し、令和９年度分の保険料から適用する。

４．議会提案予定時期

仙台市議会　令和９年第１回定例会